

研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針

独立行政法人国立環境研究所（以下「国立環境研究所」という。）は、国内外の中核的な環境研究機関として、自然科学・技術から社会科学にわたる広範な分野における環境研究を推進し、その科学的成果をもって環境政策の実現に貢献するとともに、環境情報の収集、整理及び提供並びに研究成果の積極的な発信を行うこととしている。このため、若年者、女性及び外国人の能力を活用すること等により、研究活動等の推進のための基盤の強化を図ることが重要である。

これらを実現するための具体的な人材活用等に関する方針について、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。）第24条第1項に規定する内閣総理大臣の定める基準に基づき、以下のとおり定める。

1. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

(1) 若年研究者等の能力の活用に関する共通的な取組み

- ① 任期の定めのある研究者等として採用された若年者のうち、優れた業績を残した者を任期の定めのない研究者として中途採用する仕組み（いわゆるテニユア・トラック制）については、国立環境研究所の採用に関する規程を活用することにより、任期の定めのある若年研究者等（若年者、女性又は外国人である研究者等をいう。以下同じ。）の採用を引き続き進める。
- ② 国立環境研究所契約職員採用等規程（平成18年規程第6号）に基づき、ポストドクター等の若年研究者等の採用を引き続き進めるとともに、研究上の支援に努める。

(2) 若年者である研究者等の自立と活躍の機会を与える仕組みの導入

- ① 外部競争的資金への応募による研究費獲得のために、研究計画立案に対する適切な指導助言を行うとともに、研究所内の公募型研究制度を活用して、新しい発想とアイデアに基づく研究の推進を奨励する。

- ② 研究力をさらに向上させるため、若手研究員派遣研修実施要領（平成20年要領第1071-9号）に基づき、国内外の大学、試験研究機関等への派遣研修を引き続き実施する。
- ③ 国内外の学会等への積極的な参加と論文発表の促進を図る。
- ④ セミナー、シンポジウム、研究発表会等の機会を活用し、プレゼンテーション能力の向上を図る。

（3）女性である研究者等の能力の活用のための取組み

- ① 男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画の推進を進めている組織（ダイバーシティー・サポート・オフィス）に引き続き参画して、国や他の研究機関における取組みの情報を収集し、さらなる必要な取組を検討して実施する。
- ② 産前・産後の休暇、育児休業、育児短時間勤務、時間外勤務制限その他の制度や、小学校就学の始期に満たない子を養育するための部分休業制度の活用等を促進することにより、仕事と育児の両立を引き続き支援する。
- ③ 乳幼児を養育している女性研究者等が、臨時的、一時的にその乳幼児を連れて出勤することも可能ならしめるスペースの設置等の所内環境整備を図るとともに、授乳期の女性が搾乳をしたり妊婦が休養できるようなプライバシーが確保できる妊産婦等休憩室の整備を図る。
- ④ 出産、育児、介護により研究業務に従事できない期間が生じた任期付職員等が、その期間の範囲内で雇用の延長を希望する場合は、それを引き続き認める。

（4）外国人である研究者等の能力活用のための取組み

- ① 国立環境研究所において研究活動を行う意欲のある外国人研究者の採用を引き続き実施する。
- ② 重要な国際会議への参加やサイドイベントの開催、国際的連携の下での研究活動の推進、英文ホームページによる情報発信等により、国立環境研究所の活動を国際的にアピールし、関心を高める。
- ③ 日本で生活する上で生じるおそれがあるさまざまな問題について相談し、解決を図ることができるようにするための支援体制を整備するとともに、英語版所内イントラによる情報提供、規程類・施設標識・案内板の英文化等を順次推進する。

2. 卓越した研究者等の確保に関する事項

- ① 研究業績により当該分野において優れた研究者として認められている者をフェローとして採用することなどにより、卓越した研究者等の確保に努める。
- ② 海外からの適切な専門家を招へいし、国際的にも高い水準で研究が実施されるよう研究の質の確保に必要な助言を得る。

3. 研究開発等に係る人材交流の促進に関する事項

(1) 人材の流動性を高めるための環境整備

- ① 環境研究の中核的機関として、外部の研究者との共同研究等を推進する。
- ② 独立行政法人国立環境研究所兼業等規程（平成18年規程第13号）に基づき、引き続き研究所の成果普及、職務上得た知見の社会への還元等を積極的に進める。
- ③ 国立大学法人等の教育職員公募情報の提供を引き続き行う。

(2) 人材交流の促進に関する事項

- ① 連携大学院制度の活用等により、研究者を大学等に派遣し、将来を担う人材の育成に協力するなど研究所の人材の外部との交流を促進する。
- ② 国内外の大学、試験研究機関等さまざまな主体からの人材を受け入れて研究を推進するため連携研究院制度（仮称）の検討を進める。
- ③ 任期の定めのある研究者を任期の定めのない研究者として採用する時点において、その者の雇用前の民間企業、大学、他の試験研究機関等（以下「所外」という。）での研究経歴及び研究成果と国立環境研究所におけるそれらとを併せて再評価することとし、その者の研究成果評価結果にふさわしい処遇を検討することとすることとして、所外の優秀な人材の一層の導入を促進する。

4. その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用に係るものに関する重要事項

国内外の研究機関との連携を強化し、共同研究を推進する。また、国際機関・国際研究プログラムに積極的に参加しフォーカルポイントを担うことなどにより、環境研究のネットワークの構築を進めるとともに、幅広い人材交流を推進する。